

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
教育委員会事務局 (教育総務課)	<p><b>【12】 滋賀県奨学資金</b></p> <p>(通しNo. 43) 延滞利息(遅延損害金)について(意見22)</p> <p>延滞利息は期間の経過とともに発生する性質を有するため、債務者へ既に発生した延滞利息の金額を年度ごとに通知することは、債務者が返還すべき元金に加えて延滞利息の金額を認識でき、返還資金の準備や返還後の生活資金の資金計画を立てやすくなる。一方で、奨学資金は経済的に困窮する世帯の子どもが安心して学ぶことができる環境を整備するセーフティネットの役割という政策的意義を持つものであり、元金の返還が滞納している債務者へさらに延滞利息を通知することは現実的ではないことは理解できる。しかし、県としては延滞利息の金額を債務者へ通知することを怠った場合、延滞利息の回収が困難となる可能性があり、長期管理リスクが高まる。したがって、県は延滞利息分の債権の回収可能性を高めるために、年度ごとに延滞利息の額を算定して債務者に通知すべきである。</p>	<p>滋賀県奨学資金の延滞利息(遅延損害金)については、これまでも、まずは元金返還中の債務者に対して、正当な理由がなく返還を遅滞した場合は延滞利息の支払いが必要であることを通知し、納期限までの納付を促すことで延滞利息発生抑制を図ってきたところであり、今後もこうした取り組みを継続して実施していく。</p> <p>また、延滞利息(遅延損害金)についての情報を共有した納付交渉の実施については、令和7年度に年度ごとの延滞利息を算定するために、滋賀県奨学資金システムの保守作業を行ったが、運用までには更なる改修が必要となるなど課題があり、今後、中長期的な改善に向けて全庁的に手法の検討が進められていくもの(全般意見6参照)であることから、こうした検討状況を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p>	<p>(通しNo. 44) 長期滞納の債務者に対する督促について (意見23)</p> <p>時効期間が経過した回収困難債権については、財政課との共同管理や外部委託といった強力な債権回収の手段の対象外とされており、債権回収・整理業務が滞っている。県全体で債権放棄の要件を定める(全般意見5参照)際に検討対象となる「時効期間が経過した債権」への対応方針を踏まえて、債務者および連帯保証人に対する債務存在の確認通知の発送、債権回収状況の整理をしたうえで、滞納が継続している債務者に対しては担当課による督促・回収業務を実施し、それでも回収に至らない場合は、外部委託の要件を見直したうえで、弁護士等の専門家へ回収業務の委託を検討すべきである。さらに、外部委託によってもなお回収に至らない場合には、(全般意見5)にあるとおり、県全体で定めた要件に基づき、債権放棄を検討すべきである。</p>	<p>時効期間が経過した債権の対応については、令和7年度から財政課による外部委託の対象となったところ。</p> <p>今後は、県全体で回収困難と判断する債権の範囲について、統一的な指針を策定し、債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p><b>【6】 滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金</b> (通しNo. 45) 延滞利息(遅延損害金)について (結果3)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第11条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。但し、「正当な理由なく」という文言については具体的な規定がおかれていないことから、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。</p> <p>(通しNo. 46) 収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)</p> <p>奨励資金は地域改善対策として導入された制度であり、その背景から借受人等への働きかけが難しいという側面もあるものと思われる。</p> <p>しかしながら、未調定債権の存在は、債権管理の観点からは基本的に好ましいものではなく、これを縮減するよう努めるべきである。</p>	<p>(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例第11条に規定する延滞利息を徴収しない「正当な理由」の判断基準が明確でなかったことから判断基準についての要綱を制定し、明確化を図ることとした。</p> <p>今後はこの要綱に従い、「正当な理由」がない場合には、延滞利息を徴収することとする。</p> <p>引き続き、未調定となっている要因に応じて、借受人等に適切に働きかけるなど、適切に対応するとともに、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(通しNo. 47) 主債務者である借受人本人への通知について (意見12)</p> <p>プライバシーに配慮した手段について十分検討した上で、残債務の存在を主債務者である借受人本人に知らせ、連絡・交渉窓口の世代交代を進めるべきである。</p>	<p>連絡窓口となっている保護者について、滞納がある場合や、死亡したような場合については、借受人本人に残債務の存在を通知する方向で進めるが、その際、借受人本人のプライバシーに配慮した具体的な手段が課題となることから、引き続き手段等について検討してまいる。</p>
	<p>(通しNo. 48) 主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について (意見13)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」には、債務者の死亡、長期間所在不明等となった場合に関する規定が設けられており、返還債務の全部又は一部を免除することができる」とされている。</p> <p>当該規定については、債務者が死亡した場合には援用された実績があるものの、長期間所在不明の場合については、運用上の課題があることから援用実績がない。</p> <p>未調定債権の整理・縮減を進めるためにも、当該規定の援用の可能性を検討すべきである。</p>	<p>県の債権回収マニュアルや他府県等の同種の貸付金の例を参考に整理し、実施すべき「必要な調査」の範囲について要綱を制定するとともに、(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を改正し、借受人等が長期所在不明の場合の免除手続の円滑化を図ることとした。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(通しNo. 49) 外部委託について (意見14)</p> <p>奨励資金の回収・管理業務は、極めてプライベートな情報を取り扱う業務であり、それ故に外部委託に慎重な姿勢をとることも理解できる。</p> <p>とはいえ、貸与終了後20年以上にもわたって回収・管理業務を続けることで、これに従事する職員の人件費、労働時間が浪費されている懸念がある。また、外部委託者として弁護士等の法律の専門家が介在する場合、債権の回収がより進むことも期待できるため、外部委託の利用も積極的に検討するべきであろう。</p>	<p>同種の貸付金を有する他府県等における外部委託の実施状況等について調査を行ったところであるが、奨励資金特有のプライバシーに関する情報の取扱いと併せて、引き続き外部委託の可否を検討してまいる。</p>
	<p>(通しNo. 50) 債権管理に関する数値目標について (意見15)</p> <p>所管課としての目標値は、業務の目的に沿って正しい動機付けを促すように設定されるべきである。現状の目標値では未調定額を縮減する動機付けに乏しいため、新たな目標値の設定を検討すべきである。</p>	<p>令和8年度は、過去の未調定額の縮減実績を踏まえて試行的に目標値の設定を行うこととし、次年度以降の適切な目標値の設定に繋げてまいる。</p>